

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の禁止 ・使用許可の制限 ・使用許可の取消し等 ・損害賠償 		
根拠法令及び条項	那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例（第5条、第6条、第7条、第10条）		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第　号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当) 那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例 第5条、第6条、第7条、第10条（別紙のとおり）		
処分基準 設定年月日	平成24年12月28日 (条例制定日)	処分基準 最終変更年月日	年　月　日
所管部署	環境部 クリーン推進課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例

(行為の禁止)

第5条 前条第1項前段の許可を受けた者(以下「使用者」という。)及び当該許可により多目的広場を使用する者は、多目的広場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 金属製スパイクを使用すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 多目的広場をその許可を受けた用途以外に使用すること。
- (5) その他多目的広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) その他多目的広場の管理上特に必要と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対しその許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 台風その他の災害により多目的広場の使用に支障があると認められるとき。
- (5) その他多目的広場の管理上特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第10条 使用者は、多目的広場を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。